

第5回統計作成プロセス部会 議事録

1 日時 令和5年6月6日（火）15:00～16:35

2 場所 総務省第2庁舎4階特別会議室（Web併用）

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、川崎 茂、椿 広計

【臨時委員】

篠 恭彦、成田 礼子

【専門委員】

西 美幸、細川 努

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長

統計品質管理推進室：上田参事官、沼川参事官補佐

統計作成支援室：田村室長

4 議 題

（1）統計作成プロセス診断の「方針（フレームワーク）」案について

（2）統計作成プロセス診断の「要求事項」修正案について

（3）その他

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第5回統計作成プロセス部会を始めたいと思います。

本日は、対面とウェブの両方を交えた遠隔開催としております。委員、臨時委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、何かと御不便をおかけするかもしれませんが、御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

なお、佐藤部会長代理は、本日所用により御欠席との御連絡をいただいておりますが、本日の審議状況については、後日、事務局より共有させていただきたいと思っております。

それでは、事前に配布させていただいた議事次第を御覧ください。

本日の議題は、いずれも統計作成プロセス診断についてのものであり、これらについて議論を進めていきたいと考えております。

この統計作成プロセス診断につきましては、令和3年度後半以降、関係省の御協力の下、

試行の取組が実施され、その後、令和4年8月の統計委員会建議を踏まえて、昨年度後半以降、本格実施として、国土交通省所管の2つの基幹統計調査を対象として、先行的な診断が行われたところです。

まず、議事次第に示されている1つ目の議題である、統計委員会建議や基本計画を踏まえた統計作成プロセス診断の「方針」、これをフレームワークと呼んでおりますけれども、これについて審議を行いたいと思います。昨年10月31日に開催された前回の統計作成プロセス部会では、その取りまとめに当たって、要求事項等検討タスクフォースにおいて更に検討を進め、その結果を踏まえることという決定をいたしました。それを受けて、タスクフォースにおいて、品質管理の専門家の御協力もいただきつつ、詳細な検討を進めていただいているところです。本日は、その審議の状況及び結果について御報告をいただくとともに、診断の「方針（フレームワーク）」の策定に向けた資料を準備しましたので、これについて審議を行い、今後の診断に向けた実施方針の内容を部会として決定したいと考えております。

次に、本日の2つ目の議題は、統計作成プロセス診断の「要求事項」の修正案についてです。これは、統計委員会建議や基本計画、そして昨年度の統計作成プロセス診断の本格先行実施を踏まえた、統計作成プロセス診断の「要求事項」の改善・充実に関するものです。これについても、1つ目の議題である診断の方針（フレームワーク）についての審議と同様に、タスクフォースにおける審議状況及びその結果についてまず御報告をいただき、「要求事項」の改善・充実に向けて、資料を準備いたしましたので、この資料を審議して、診断の本格的実施に向けた要求事項の内容を部会として決定したいと考えております。

最後に、これが3つ目の議題となりますが、その他といたしまして、統計作成プロセスの水準の向上による公的統計の信頼性の確保に向けて、令和4年8月の統計委員会建議を踏まえ、昨年後半先行的に統計作成プロセス診断が実施された国土交通省所管の2つの基幹統計調査についても、その状況を報告していただき、それをふまえて、本年度に実施する各種の取組について、ここで確認をしたいと考えております。

これらの議題に沿って、資料の1から4にある4つの本資料に加えて、参考1と2という2つの参考資料、合計6つの資料を事前に送付させていただいております。これらの資料のうち、これまでの部会の参考資料として付けた部会の議事概要について、まず事務局より連絡事項がございます。

御説明お願いいたします。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 それでは事務局から、議事録と議事概要の取扱いにつきまして、御相談させていただきます。

統計委員会の方では、事務の簡素化ということ踏まえて、従前は議事概要と議事録、両方作成しておりましたが、簡素化をするということで、議事録のみの作成となっております。当部会も、従来は議事概要と議事録両方を作成して、構成員の皆様にも両方御確認をいただいておりますが、統計委員会の対応に準じまして、部会の議事概要は廃止をいたしまして、議事録のみを作成して構成員の皆様にも御確認をしてもらうという対応にさせていただきます。無論議事概要、必要な場合は事務局で適宜作成して、構

成員の皆様には共有させていただくということで、原則的には議事録のみの作成とさせていただきますと存じます。

私からの説明は以上になります。

○津谷部会長 ありがとうございます。議事概要は原則廃止して、議事録のみとなるということでございます。よろしいでしょうか。

また、再度の確認になりますが、配布資料や通信状態等の不備、特に通信状態の不備により聞き取りにくいことなどが起こりましたら、御遠慮なくチャットなどでお知らせいただければと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

最初に、統計作成プロセス診断の「方針（フレームワーク）」案について審議を行いたいと思います。その際、この方針の内容について確認していきたいと思います。

当該実施方針につきましては、御案内しましたように、一昨年来、統計作成プロセス部会を中心に議論を進めてきたところですが、まず要求事項等検討タスクフォースにおける審議の状況、そして、その審議結果について、御報告、御説明をいただきたいと思います。

それでは、タスクフォースの座長であられる椿委員、どうぞよろしくお願いたします。

○椿委員 承知いたしました。それでは、統計作成プロセス診断の「方針」、いわゆるフレームワーク案について、要求事項等検討タスクフォースにおける審議の状況及び審議結果を、タスクフォースの座長である私から、まず画面に映しております資料1を参照しながら報告したいと思います。

昨年10月31日の第4回統計作成プロセス部会におきまして、統計作成プロセス診断の「要求事項」の改善・充実の方向性を審議した際、本件は、要求事項等検討タスクフォースにおいて更に「要求事項」の検討を進め、令和4年度中に統計作成プロセス診断の先行実施を行った上、その結果を踏まえ、部会として最終的な「方針」や「要求事項」の取りまとめを行うとされたところです。

これを受けまして、私どもタスクフォースでは、令和4年度の統計作成プロセス診断の先行実施状況も踏まえつつ、診断の「方針」や「要求事項」の改善・充実の具体的な内容について、検討を重ねてまいりました。具体的には、昨年11月21日に第9回タスクフォースを、今年5月24日に第10回タスクフォースを開催いたしました。これに加え、今年3月20日と4月27日には、タスクフォース準備会合を2回開催し、診断の「方針（フレームワーク）」及び「要求事項」の取りまとめに向けて議論と検討を重ねてまいりました。

タスクフォースにおける議論としては、構成員の皆様方から様々な御意見をいただき、例えば今映っております資料1の、第9回タスクフォースの主な意見に記載されているとおり、業務マニュアルの整備状況について、単にマニュアルを作れば良いというものではなく、分かりやすさや視認性、例えば一覧性とか検索性ですけれども、こういうものも確認するポイントになるのではないかという意見、あるいは、診断の基本方針の主要項目、目的、実施方法、あるいは結果の取扱いなどをできるだけ早く文書化することが望ましい、そういった意見が出ました。

さらに第10回のタスクフォースでは、「方針」などが定まった後も見据えた今後の運用面でのアドバイスも含めて、PDCAサイクルの定着というものが形式化、あるいは形骸化に変質しないように、診断自体も見直していき、「方針」や「要求事項」も見直し・改善を継続していくことが大切であるという、非常に基本的な意見も提出されたところです。

これらを踏まえ、診断の「方針」や「要求事項」修正案の策定を進めてきたところです。

また、これらの会合と前後あるいは並行して、随時タスクフォースの構成員の皆様からは、メールなどにより様々な御意見、御指摘を多数頂戴したところでして、これらを「方針」案や「要求事項」修正案に随時反映するといった検討を重ねてきたところです。

さらに昨年度には、国土交通省の2つの基幹統計について、統計作成プロセス診断を先行実施しました。その結果、そういうものも踏まえて、随時「要求事項」を修正するなど、その改善・充実を図ってきたところです。

最終的に5月24日の第10回タスクフォースにおいて、用意された統計作成プロセス診断の「方針」、いわゆるフレームワーク案については、審議の結果適当とされ、タスクフォースとしてこれを了承しましたので、ここにその旨御報告したいと思います。

統計作成プロセス診断の「方針」案や、これまでのタスクフォースにおける議論、あるいは検討状況の詳細については、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 それでは、事務局から補足の説明をさせていただきたいと存じます。お手元、資料2を御覧いただきたいと思います。統計作成プロセス診断の方針案についてお示しし、タスクフォースで御了承いただいたもの、その中身について御紹介いたしたいと思っております。

まず、1番目として、統計作成プロセス診断の趣旨・目的としております。第1パラグラフは、公的統計全体の位置付け、そして国民から信用されるものであることが必要であるとしております。

2番目は、そのため、まずその品質、統計作成の主役である各府省が自立的・主体的に、そして最終的には公的統計の品質確保の向上を図ることが必要であるとしております。

このような前提を置いた上で、第3パラグラフに統計作成プロセス診断の位置付けを記載しています。統計作成プロセス診断は、PDCAサイクルの体系的かつ効率的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から必要とされる確認等を行って、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動であるとしております。

また、統計作成プロセス診断を通じて把握された改善例などの好事例については横展開を行って、統計作成府省における自立的・主体的なPDCAサイクルの取組を一層促進することが求められているというところです。

次に、統計作成プロセス診断の対象範囲です。対象は、統計法に規定する統計調査に係る統計の作成プロセス及びマネジメントの状況を対象範囲としています。

ただし、次のページで、当面ですが、統計委員会建議または基本計画にも同じ文章が載っています。このようなものを踏まえまして、当面は、いわゆる基幹統計調査により作成

される基幹統計を優先して、統計作成プロセス診断の対象としていくこととしています。

3番目の統計作成プロセス診断の実施体制です。統計作成プロセス診断は、下に書いてあります品質管理の実務家、それから品質管理の研究者等の専門家、それから公的統計の実務経験者のうちから、総務省が別途定める規程に基づき任用する統計監理官により構成される診断チームによって実施するとしています。ただし、この統計監理官は、毎年任用するという形を取らせていただきますので、当然人が替わっていくということになります。そのため、総務省は、持続可能な診断の実施体制の確保に努めるとともに、統計監理官の定期的なミーティング等を通じ、診断に係る共通認識の醸成、診断を通じ得られた知見・ノウハウの共有等を図り、統計監理官の力量の維持・向上に努めるということとしております。また、こちらに、次の統計品質管理官という方がいて、これは今回の国土交通省の事案の統計委員会建議等も踏まえまして、今年4月から従前の分析審査官、統計分析審査官を改組、増員もいたしまして、各府省の品質管理の専門家を担う職員として正規の職員が派遣されている、総務省の定員として各府省に派遣されている状態になっています。このような品質管理の専門家と、統計作成プロセス診断の実施に関しては連携するとしております。

それから、4番目の統計作成プロセス診断の基準です。これは最後の1行目ですけれども、「要求事項」、これは別紙とし、従来議論させてもらい別紙と位置付けさせていただきまして、「要求事項」に沿って実施するとさせていただいております。

それから、5番目の統計作成プロセス診断の実施方法等ですけれども、まず1つ目が実施時期について、具体的には統計作成府省が点検・評価を行い、当該点検・評価の決定に当たって統計幹事の了承を得るまでの間に実施することを基本に、総務省が実施計画を策定・更新しながら対応するとしています。

それから実施の方法ですけれども、これは診断チームが個々の公的統計の作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手段等に関し、各府省におけるPDCAサイクルの実施過程におけるアウトプットなどの提供資料、それから当該実施府省へのヒアリングや意見交換などによる情報等に基づいて、要求事項への適合状況を客観的に確認するとしております。

その際、診断チームは、好事例を把握するとしています。診断チームはこれらの確認に基づきまして、統計作成府省における継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセス水準の向上につながるよう、助言の内容を取りまとめるとします。ただし、その際、改善に向けて、統計幹事の求めに応じ、総務省の統計作成支援機能への橋渡しを行うとしています。そして最終的には、この取りまとめの過程にあり、診断チームは診断の実施過程、または取りまとめの過程において、各府省と十分なコミュニケーションを図り、また、上記取りまとめに当たっては、当該診断を担当する診断チーム以外の統計監理官の意見を聞くことが望ましいとします。最終的に、助言に関しましては、組織対組織の対応にするということで、総務省は統計作成府省に診断チームがまとめた助言等を提供するというプロセスを記載しています。

それから診断結果の活用になります。助言等を受けた各府省の対応等になりますが、統

統計作成府省は、点検・評価結果に、当該点検・評価に際し行われた統計作成プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性を盛り込んだ上で、当該点検・評価結果を総務省に提出し、総務省は、当該点検・評価結果をe-Statに掲載する。なお、統計作成府省は、過去に行われた統計作成プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性についても、併せてフォローアップを行うこととし、これも含め点検・評価結果を実施して取りまとめるとします。総務省は、必要に応じて、点検・評価結果のe-Stat掲載時、それから調査計画を変更等する際の調査計画承認審査時に、助言等への対応状況をフォローアップするとしております。また、診断を通じて得られた改善例の好事例を、適宜府省横断的に横展開をいたします。そして総務省は、最終的に統計作成プロセス診断の取組状況について、各府省の点検・評価の取組状況とともに、定期的に統計委員会、本部会になります、統計作成部会に概要を報告するとしております。

その他ですけれども、総務省は、この「方針」及び「要求事項」の見直しを随時行うものとするとしております。また、その他のガイドライン等の改正によって、いわゆるハネ改正などについては、その都度適宜反映するとしております。

併せまして、本日御欠席の佐藤部会長代理にも、事前に本「方針(フレームワーク)」について御説明させていただきました。佐藤部会長代理からは、一応この内容で結構ですというお返事をいただいております。ただし、一番下のその他で記載しております、適宜見直しというのは本当に必要ですので、これはしっかりと対応してくださいというコメントも併せていただいておりますので、この場で御紹介させていただきます。

私からの報告は以上になります。

○**椿委員** 私どもからの報告、以上でございます。よろしくお願いたします。

○**津谷部会長** 椿委員、そして事務局、ありがとうございました。

ただ今、御報告いただきました統計作成プロセス診断の「方針(フレームワーク)」案は、これまでタスクフォースで議論と検討を重ねられた成果であるということです。

それでは、この案につきまして、委員、臨時委員、専門委員の皆様から、御質問及び確認をしておきたいと思われる点、その他、御意見や御要望などありましたら、御自由に御発言をお願いいたします。さらに、この方針が決定した後を見据えて、この方針の運用面についての御助言や御提案などがありましたら、お教えいただければと思います。御発言をお願いいたします。

成田臨時委員から御発言があるとのことですので、お願いいたします。

○**成田臨時委員** 臨時委員の公認会計士の成田でございます。御説明ありがとうございます。

3ページの上の方に、「「好事例」を把握する」と書かれておりますが、何か不備等、改善例があった場合にも把握されて、そういうのは共有されるのでしょうかというのが1点目の御質問です。

2点目の御質問が、基幹統計を優先させるとお伺いしていますが、その統計数は52ぐらいでしょうか。その中で、毎年どれくらい診断をされて、何年で一巡されるのかというのが御質問の2番目です。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。資料の2の3ページの一番上に記されているように、好事例の把握のみならず、好事例でない場合も、課題や問題が見つかったときにも、横展開によってその情報を共有するののかということが1点目の御質問、そして2つ目は、毎年どれくらいの数の統計を診断される予定なのかという御質問です。事務局、お答えをお願いいたします。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 お答えさせていただきます。

好事例を把握いたしまして、この診断の方針にも書いていますけれども、各府省に随時横展開をします。横展開をするために好事例を把握するとさせていただいているところです。

それから基幹統計の数ですけれども、52、もし正確でなければ後ほど訂正させていただきますが、調査はそれだけあります。毎年どれぐらいやるかということですが、一応基本計画期間中にできるだけ全部終わらせたいと思っていますので、ノルマとしては10件程度になるかと思っていますが、それはできるだけそうしたいということで、状況を見ながら随時進めていきたいということがございます。毎年年間計画を立てながら進めていきたいということがございます。

以上です。

○成田臨時委員 すみません。少し聞こえませんでした。毎年どれくらいとおっしゃいましたか。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 10件程度を見込みます。

○成田臨時委員 10件ぐらい。でもそうすると、5年かかりますよね。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 基本計画期間が5年間ですので、一応5年間で網羅できるように、それを目指して対応していきたいというふうに考えております。

○成田臨時委員 5年たつといろいろ変わるので、私としては2、3年で一巡されるのがよろしいかと思えます。それは御意見でございます。

あと好事例を把握するだけでなく、不備を把握されて共有されるのですかというのが1番目の御質問でした。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 各省の参考になるようなヒヤリハットの事例なども、例えば把握をして横展開をさせていただきたいと考えております。

○成田臨時委員 分かりました。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。好事例だけでなく課題も重要であり、場合によってはむしろ課題の方が大切であるということかと思えます。具体的な状況は違うにしても、根本的に同じような問題があるということについては、その通りであり、そのためには情報共有が大変重要になると思えます。

先ほどの御説明によりますと、診断を予定している統計調査は年間10件ぐらいであるとのことですが、そうすると5年で一巡するということになります。これでは遅いのではないかという御意見であったかと思えますが、基本計画は5年に1回策定することになっており、また調査にもよりますと、5年周期で実施されている基幹統計調査は相当数ある

ように思いますので、調査の実施に合わせて診断を行うという意味でも、診断が5年で一巡してもそれほど時間が空き過ぎるということはないのではないかと思います。成田臨時委員、ありがとうございました。

○成田臨時委員 以上です。

○津谷部会長 ありがとうございました。

西専門委員からお手が挙がっております。お願いいたします。

○西専門委員 ありがとうございます。私から3点あります。

まず1点目が周期の件、今ちょうど成田臨時委員と、それから津谷部会長からもお話しいただいたのですが、公的にチェックをするのを5年のサイクルという、調査周期等を考慮してというのは1つポイントだと思います。ただ私も、省庁の人事異動を考慮しますと、2、3年ぐらいという周期が妥当ではないかと思っています。比較的2、3年で人が替わっていくところで、この業務手順等がきちんと継承されるのかというのが1つのポイントかなと思いますので、各府省の方に少し事情的に、2、3年で見ていただくことを推奨しますというような、そういうスキームにしても良いのかと思います。こちらは意見でございません。

もう1点が、この統計作成プロセス診断の周知の仕方というところについてです。これは多分成田臨時委員や、篠臨時委員がお詳しいかと思うのですが、このような要求事項に対して監査をしていくようなものが、助言型と保証型とがあるかと思うのですが、今回多分各省の方々には助言型できっといくというような趣旨かと思っていますので、先ほども気軽に行なっていただきたいという趣旨を踏まえて、そういった、あくまでも助言、それから良い事項を共有し、課題を共有する、そういう目的であることを是非周知いただくというのが特にポイントかと思いました。

3点目が、今のものに関連しての確認と意見なのですが、最後 e - S t a t に掲載するというような御判断をされたのは、どういう経緯かなというのを確認させていただきたいと思いました。というのも、e - S t a t に載せるとなると、どうしても各府省、多分どちらかという保証というか、合格なのか不合格なのかという捉え方をしてしまうのではないかと思ったので、載せ方にも少し工夫が要るように思います。この点、背景も含めて確認できればと思いました。

私からは以上です。

○津谷部会長 西専門委員、ありがとうございました。事務局、そしてタスクフォースの座長である椿委員から、御意見ございましたらお願いいたします。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 私からお答えさせていただきます。

まず2、3年周期が良いのではないかとということですが、統計作成プロセス診断とは別に、各省が自己点検をするというフレームがあります。これは別途、後ほど、最後の議題で御説明させていただきますが、政府の中では、各府省がまず自己点検をする。統計作成プロセス診断はそれをアシストするものというように位置付けられています。統計作成プロセス診断できる数は本当に限られているという状況でございまして、基本、品質の向上というのは、各省の自立的な、そういった自己点検、自己改善によるというのがベ

ースになると思います。その各省の自己点検は、3年で少なくとも行なってくださいというフレームを、現在も構築しております。ですので、その3年周期の中で必ず見直しを行われるという位置付けになっています。しっかりとした府省については、そのようなことは言わずに毎年行なっているという府省もあるというように承知をしております。少なくとも3年に一度、年次の調査等はそういったタイミングで実施していくというようにフレームが作られていることは、御理解いただきたいと思います。

それから、各省の周知の方法ですけれども、助言型ということで、統計作成プロセス診断も嫌々受けるのではなく、是非活用してもらいたいと思っております。しっかりと各府省にも気軽に受けられるようにということで、広報させていただきたいと思っております。少し余談になりますけれども、先ほど申し上げた統計品質管理官というのが40名ほど、品質管理の中心を担うということで、これ月に1回定期的に全員集まって会議を開催する、このような方々にも、気軽に受けてほしいということを私の方からも積極的にお伝えさせていただいております。今の助言を受けまして、より理解されるように、しっかりと各省の理解がいただけるような説明をしていきたいと思っております。

それからもう1点が、最後、e-S t a t掲載の経緯ですけれども、これは御覧になっていただくと、助言を、位置付けとしては全てそれを載せるというのではなく、各府省に提供、助言を行ったら、その助言を活用した改善部分についてきちんと点検・評価のシートに載せて、現在も点検・評価のシート自体はe-S t a tに掲載しております。ですので、現在のフレームの中にそれを入れ込んでいくという整理をさせていただきたいと思っております。

以上3点、お答えになっておりますでしょうか。

○西専門委員 ありがとうございます。特に3点目は、先ほどお話にあった好事例と課題の活用というところにも大きく関わってくるのかと思いますので、懲罰のような形にならないように、是非掲載いただくというところを工夫いただくと良いかと思われました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○津谷部会長 西専門委員、ありがとうございました。先ほど成田臨時委員からご意見が出され、また西専門委員からも、診断の周期についての御懸念というか、御提案をいただきました。後でまた、事務局よりもう少し詳しい御説明があるかと思いますが、基本的には、統計作成府省が自主的・自立的に点検を行うことをできる限り奨励し、その支援をしていくというのが統計作成プロセス診断の趣旨ですので、各府省による自立的・自主的な点検は、少なくとも3年に一度くらいは行われるべきではないかという御意見かと思っております。また、場合によっては、毎年実施しなくてはならない場合もあるのではないかとありますが、統計プロセス診断には大変な時間とマンパワーがかかります。ですので、もっと頻繁に診断を行うべきという決定を本部会ですることについては、慎重になるべきではないかと考えます。必要とされるマンパワーや時間を考えたときに、診断を実施する側もそうですが、診断を受ける側も相当な準備が必要になりますので、調査の実施や統計作成といった日々の業務に支障が出ないように配慮する必要があると思っております。特に基幹統計

調査には厳密な実施のタイミングがあります。ここに診断の周期が明記されていないことには、このような背景もあるのではないかと思いますので、御理解をいただければと思います。

e - S t a t への掲載については、診断の結果が公にされて、丸やバツがつくという一種の成績評価のように関係府省が受け止められることがないように、診断の趣旨について広報を含め周知徹底が必要であるという御指摘は、まさにそのとおりだと思います。ありがとうございました。

そのほか御意見、御提案、御助言、御質問ございませんでしょうか。

椿委員、何か付け加えられることはございませんでしょうか。

○椿委員 議論があったように、自立的というのが非常に重要なことで、診断はそれを後押しする。改善活動、自立的な改善のヒントを与えていって、それによって改善が行われたら、それがきちんとオープンになって共有されるという、そういう枠組みになって、何か評価されると構えていただくことをできるだけ回避して、府省全体がよくなる形になればと思いますので、是非御理解いただければと思います。

○津谷部会長 ありがとうございました。

川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 ありがとうございます。川崎です。今までの御議論、本当にお聞きしながら、ごもつともだんと思ひながら、このたび統計作成プロセス診断に統計監理官として関わった者の1人として、今のようなことの補足として申し上げますが、やはりこの仕事は本当に、大変負担の大きい仕事だと思います。統計監理官にとって負担はもちろん大きいのですが、やはり事務方の情報を整理していただく方も大変だったと思います。多分あれがなかったら、1チーム3名で当たったと思いますけれども、その統計監理官も十分効率的にできなかったかと思ひます。そういう意味でも、これから本格実施に向けて体制充実していくことが必要で、そのためにも、このような基本方針を目に見える形で書き留めていくというのは非常に重要だと思います。そういう意味でも、今回これをまとめていただいて、また決定いただくというのは大変意義が大きいと思ひます。

それから、先ほどから出ておりますように、このようなことを公開することで、丸、バツが出て警戒されるのではないかとすることは本当に大事な観点でして、やはり統計作成プロセス診断で各府省とコミュニケーションする場合に、やはり警戒しないで、本当に率直にコミュニケーションできることが大事なので、幸いこのたびの先行実施をみますと、かなりうまくコミュニケーションできたように思ひます。それは、恐らくそういうことが、こういう方針が書いたものは必ずしも十分でなかったかもしれませんが、それが伝わったからだと思ひます。そういう意味でも、その意図がここに伝わるようになっていくというのは大変良いことだと思います。

そのようなことで、これを決めていただくというのがやはりこれからの大きなステップだと思いますが、これからはむしろ統計監理官を大きく一気に増やしていくという、これをどうするのだろうかというのを私は大変心配してしまひて、これから、それはきっと上田統計品質管理推進室参事官ほか、頑張っただけなのだと思ひますが、一緒に行なっ

ていけたらと思っております。

以上です。

○津谷部会長 川崎委員、ありがとうございます。現在、統計監理官は7名ということですが、診断を徹底的にやろうとするならば、この人員数では恐らく足りないのではないかと思います。統計作成プロセス診断チームを、統計監理官を中心に回していくことについて、多くの御苦勞があったことはよく存じております。診断を実施するにあたって、あまりに無理があるということになると、体制を維持することができませんので、バランスを考えながら診断の体制を維持することに努めるということになるかと思えます。

篠臨時委員、どうぞよろしく願いいたします。篠臨時委員にも統計監理官をお願いしております。

○篠臨時委員 参加させていただいています。

○津谷部会長 本当に御苦勞をおかけしております。

○篠臨時委員 議論にも参加させていただいているのですけれども、だから「方針」及び「要求事項」については議論の中でお聞きをしています。これで良いのではないかと思います。事務局の努力でよくまとまったというように、これも川崎委員のおっしゃったとおりです。

これまで皆さんがおっしゃったことと同じことを、私はもう1回言うことになってしまうのですけれども、統計作成プロセス診断というのは、統計作成府省の皆様が自身の統計作成プロセスを標準化する、それから確実にそれを実行する、そしてプロセスそのものを改善していくということのお手伝いをするということだと思えます。ですから、統計作成府省の皆様、診断を受ける皆様は、何か1つでもそこから得ていただきたいと思っています。だから、診断を受けるという受け身側ではなくて、何か1つでも得てやろうというぐらいの気持ちで取り組んでいただくと良いかと思えます。

そのためにも、その資料1の議論のところにありますように、統計作成府省の皆様が、仕事が増えたと受け取らずに、気軽に前向きに行なっていただきたいと思えます。また、診断を行う側でも、だから、少しでも役に立つ診断になろう、しようというように、基準文書の改善、それから力量の維持・向上、診断の準備をしっかりと行っていくということが必要なのだろうなど。もう皆様が言われたことそのものだと思います。

以上です。

○津谷部会長 篠臨時委員、ありがとうございます。統計監理官として、統計作成担当府省が前向きに業務を行えるように御尽力をいただいております。先ほど標準化というお言葉がありましたが、診断が当たり前のルーチンになるように、そして必要に応じて内容を柔軟に見直して運用を続けていただくためのお手伝いをするのが、その趣旨であるということです。ありがとうございます。

細川臨時委員からも御発言がおありです。お願いいたします。

○細川臨時委員 細川でございます。フレームワーク及び「要求事項」に至るまで、構成員の皆様の活発な御意見いただきまして、非常に良いものにまとまっていたかと思えます。改めて御礼申し上げます。

その上で、運用段階にこれから入ることを目指すわけですが、その中で、まずは基幹統計を中心に優先順位付けて実施をしていくところと、あとは評価結果を公開するところ、これ進めるわけですが、実は基幹統計も、あとそれ以外の統計も、世の中これだけデジタル化の中で、やはり人手作業だと限界が来ている部分も多々あるのではないかと。その中でシステム化が不十分な統計業務も多いのではないかと考えております。そういった意味で、e-Survey及びe-Statを含めて、政府共同利用の方の機能の充実、特に審査、集計についての共通機能の整備なんかもこれからされるというように聞いております。また、今回の「要求事項」を参考に、より各種の共通機能をブラッシュアップしていくところによって、システム化の不十分な統計業務についても、今回の「要求事項」を考慮した共通的な機能を提供できるのではないかと考えていますので、そういったところを御参考にいただければと思います。

以上でございます。

○津谷部会長 細川臨時委員、ありがとうございます。今後の運用面について、貴重な御提言をいただいたと思います。これから統計作成プロセス診断の本格実施を進めるにあたり、その結果を迅速に公表するためには、e-Stat及びe-Surveyを含めて、できる限り効率的・効果的に結果公表業務を行う必要があるということだと思います。後ほど「要求事項」についての審議を行います。改善への努力を続けていくことの重要性を御指摘いただいたと思います。ありがとうございます。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 すみません。これまでの御発言をいろいろ伺っていると、もう少しだけ、何といいますか、大変構成員の皆様がおっしゃるのは本当にごもっともなので、もう少しだけ補足的に申し上げたいことが出てきました。

1つは、この統計作成プロセス診断が、実はもう固定した、完成したものではない、多分成長過程のものだという認識で運営していかなければいけないということだと思っています。これ先ほど篠臨時委員もおっしゃいましたが、2ページ目の3のところに、統計監理官の力量の維持・向上に努めるということがあり、要するに統計監理官自らもやはり学んで、これで良いか行なっていかなければいけないということだと思っていますので、本当にこのアドバイスがどれだけ役に立っているのだろうかというのを、相手方からのフィードバックもいただきながら行なっていくことが大事だということ、そういう姿勢で、これまで行なった、従事した統計監理官の方々もそういう気持ちだと思いますが、これからされる統計作成府省もそれを共有できたらと思っています。その意味でも、先ほどe-Statへの掲載が出ていますが、やはりそういうところに出すことによって、この度の統計作成プロセス診断は意義がどれだけあったのか、そうでもなかったのかというのが少しでも見えるようになってくるのではないかとと思うので、そのようなことで人目にさらすことによって、そういう統計作成プロセス診断自体の改善も期待できるのではないかと考えています。

それからもう1つ、細川専門委員がおっしゃった、例えばシステム化などいろいろな方

向性がある、そういうものを上手に乗せていく必要があるということで、これも全くごもつともなのですが、統計監理官自身が全部解決策を示していくのが、現実的には難しいところがあります。そのようなこともあるので、3ページ目のところの上の方に、3パラグラフ目だと思いますが、統計作成支援機能への橋渡しを行うということで、ここで全部完結はできませんという、半分逃げ口上みたいになってしまうかもしれませんが、そうやって役割分担、また、どれぐらい深いことができるかというところを、やはり役割をはっきりさせていった方が良好だろうなと思っておりますので、この作成支援機能というところで、これはこれでまた、特にシステム面ではしっかりサポートをしていただくというところにつなげていけたらと思っております。

以上です。

○津谷部会長 川崎委員、ありがとうございました。お話を伺っていて、統計作成プロセス診断は私も部会構成員を含め、これに携わる全員のラーニングプロセスであり、現在進行形の作業であると改めて思いました。そして、うまく役割分担をすることが大変重要であり、どこか一部に過重な負担や負荷がかかることがあっては維持することが難しく、改善につながらないということは、そのとおりだと思います。また、先ほど御指摘があったように、診断は良し悪しの判断をするためのものではなく、自立的・自主的に診断を行うことにより、実施者にとっても良いことであると感じていただければ、発展していくのではないかと思います。私たちもそのお手伝いをするという方向で行なっていくしたいと思います。

御意見は尽きないと思いますが、この辺で、この議題について取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

どうぞ、西専門委員、お願いいたします。

○西専門委員 ごめんなさい。意見ではないのですが、1点だけ進め方の御相談がありまして、今やはりお話を伺っていますと、先行実施、実際統計監理官の皆様がどれだけ大変だったかというの、やはり少し議論の前提として持っておきたいなと思ひまして、今日その他の御報告で先行実施の状況の報告いただけるということだったのですけれども、「要求事項」の議事をする前に、この状況を我々も知った上で「要求事項」の議論に入らせていただいた方が建設的かなと思ひまして、順序の入替え、御検討いただけないかなというお願いです。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。事務局の御意向を推し量りますに、議事（1）と（2）の2つが最初に議題として挙げられているのは、これらの議事を今日の部会です承しない、統計作成プロセス診断を先に進めることができないからではないかと思ひます。手続として、これら2つの議事についての部会の了承が必要になりますので、その他としての報告は最後になっております。時間的制限もございますので、まず手続的に了承しなくてはならない議題について先に議論させていただきたいと思ひます。

○西専門委員 承知いたしました。

○津谷部会長 このような事情を最初に御説明すればよかったのですが、申し訳ございま

せんでした。「その他」についても有用かつ重要な御意見をたくさんいただけたと思います。が、まず2つの議題について審議いたしませんと先に進めませんので、御理解の程どうぞよろしくお願いいたします。

○西専門委員 承知いたしました。すみません。余計なことを。

○津谷部会長 いえいえ、おっしゃる意味と御趣旨はよく分かります。いろいろな状況についての情報を私も聞きたいなと思っており、お気持ちはよく分かります。ただ、事情がありますので、御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

○西専門委員 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○津谷部会長 それでは、ここで取りまとめをさせていただきます。いろいろと有用な御意見をいただきました。これらは議事録にきちんと残したいと思いますが、本日御提示しております統計作成プロセス診断の「方針（フレームワーク）」案につきましては、タスクフォースの座長である椿委員からの御報告を受けて、事務局から御説明をいただきました。この案を本部会として了承してよろしいでしょうか。

（出席委員等から特に異論等なし）

ありがとうございます。それでは、この統計作成プロセス診断の「方針（フレームワーク）」案を了承したとさせていただきます。

これについては、今後開催が予定されております統計委員会において、私から御報告したいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題の（2）に入らせていただきたいと思います。

これは統計作成プロセス診断の「要求事項」の修正案についてです。これについてもここで審議を行い、内容の確認をさせていただきます。御説明しましたとおり、この「要求事項」案も、一昨年来、統計作成プロセス部会を中心に議論されてきたものですが、部会の冒頭で申しましたとおり、まず要求事項等検討タスクフォースにおける審議の状況とその結果について、御報告をいただきたいと思います。

それでは、タスクフォースの座長であられる椿委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員 先ほどありましたように、議論をどういう順番でするかというのは、委員会の人は確かに色々あるかと思いますが、引き続き恐縮です。「要求事項」の改善あるいは充実について、タスクフォースにおける審議の状況及び審議結果を報告させていただきます。

「要求事項」は、先ほどの診断の「方針」と併せて議論、検討を行ってきましたので、検討経緯自体は先ほど御報告したとおりでございます。昨年10月と今年5月の2回にわたってタスクフォースを開催して、議論、検討を進め、このほかに、まず3月、4月の2回の準備会合、それから国土交通省の2つの基幹統計に対する昨年度の統計作成プロセス診断の先行実施状況、それからタスクフォース構成員の皆様からの個別のメール等による御指摘等を踏まえて、「要求事項」の改善・充実について議論、検討を重ねてきたところです。最終的に5月24日の第10回タスクフォースで、用意された統計作成のプロセス診断の「要求事項」案については審議の結果適当とされ、タスクフォースとしてこれを了承しましたので、ここにその旨報告させていただきます。

この統計作成プロセス診断の「要求事項」案の詳細につきましても、恐縮ですが、事務局から説明していただければと思います。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 事務局から、「要求事項」の変更内容につきまして、簡単に御説明させていただきます。

変更内容ですけれども、骨格と申しますか、「要求事項」の内容自体を変えるものでは、結論から行くとなかったというものでございます。ただし、言葉を明確にしたり、それから、国土交通省の統計作成プロセス診断を踏まえて、診断を充実させたりした面がございます。幾つか簡単に御紹介をさせていただきます。

まず1ページ、例えば言葉を明確にしたというものです。「要求事項」の中の3つ目の丸の1行目の最後、エラーチェック、それから、受託等機関としていますが、従前は実施機関という言葉を使って、結構たくさん使われている言葉なのですが、実施機関だと、やはりこう、なかなかほかの役所も使っていないし、誤解を招くのではないかということで、例えば受託等機関に修正をさせていただいたといった、言葉を丁寧にブラッシュアップしたというのが1つ目になります。

それから、診断のポイントの充実面では、4ページを御覧になっていただきたいと存じます。

真ん中の診断のポイントですけれども、システムの把握として、実は最初は頭の4行しなくて、(後続の)括弧書き、「例えば、システムへの入力情報、処理経過等の確認等の有無…」などの文章が従前無かったものなのですが、統計作成プロセス診断などを踏まえて、より診断のポイントを明確に、確認をしやすくした例示を入れていくといった修正をさせていただいております。

それから国土交通省の統計作成プロセス診断を実施している過程で、例えば6ページ目、これは企画部分の診断のポイントの一番下に、[その他]という部分があります。これは国土交通省の統計作成プロセス診断を通じて、同じ課室の2つの統計に対して実施をしたということですが、それが1つの単体ではなくて、相互に関係する関連の統計でもあるということで、診断の際にその他の事項として、関連する統計間における用語の整理とか、それから調査事項等の転送などの報告者への対応などの考え方について、体系的になっているかどうかといったものを確認していこうということで、診断のポイントのところに付け加えさせていただいたということでございます。

構成員の皆様からも、「要求事項」については絶えずブラッシュアップをしていく、この診断のポイントを充実していくことが非常に大事、大切だということで、事務局としてもそういう受け止めをさせていただいて、取りあえずこの診断のポイントを、統計作成プロセス診断を積み上げていく上でどんどんブラッシュアップ、積み上げた事例をためていくといった対応にさせていただきたいと思っています。とはいえ、本格実施に向けて、スタートはこれで切らせていただきたいということで、このようなまとめをさせていただいて、タスクフォースでも御了承いただいたというところでございます。

私からの説明は以上となります。

○樫委員 私どもの報告は以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。ただ今御報告と御説明をいただいた統計作成プロセス診断の「要求事項」案についても、タスクフォースにおいて議論と検討を重ねられた上で、この案に至ったということです。資料3は膨大なものとなっており、もう少し時間をかけて御説明をお願いできればよかったですのですが、時間的な余裕がないことから、ポイントを絞って簡潔に御説明をいただきました。

それでは、この「要求事項」の修正案について、部会構成員の皆様から、御質問、確認しておきたい点、御意見、そして御提案や御助言がありましたらお願いいたします。

成田臨時委員から御発言がおありとのことですので、お願いいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。こちらの「要求事項」、資料3を事前に読んでいないので確認なのですが、今回マニュアルをある程度整備されたとお伺いしているのですが、マニュアルの確認というのは、この資料3の中に入っているのでしょうか。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 資料3の中に、個々のプロセスごとに記述されておりまして、例えば9ページを御覧になっていただくと、例えばですけれども、一例ですが、調査票の配布というところで、「統計作成府省は、調査計画に基づき、調査票・関係書類の配布方法・手順を定めなければならない」というように記述しています。これ端的に言うと、きちっと文書を整備して、定めたものを準備しているかどうかということを確認させてもらうという趣旨になります。個々のプロセスごとにこのような記述が入っておりまして、実際の統計作成プロセス診断の際も、事務局の方でお手伝いする際には各府省からマニュアルを取り寄せて、このようなものが記述されているか、記載されているかどうかを確認して、統計監理官の皆様にお伝えさせていただいているという状況でございます。

○成田臨時委員 ですから、手順＝（イコール）マニュアルを整備されたのを御確認されるというのが、5番目に書かれていると。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 そのとおりですが、5番目だけではなくて、ほぼ全ての要求水準のプロセスごとに、それが記述されているというのは見ていただければ分かると思います。

○成田臨時委員 （2ページ目の）3番目にもありますね。マニュアルを保管しなければならないとか。分かりました。どうもありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。そのほか御質問、御意見、御助言、御提案ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今回、「要求事項」の修正案が出されましたが、今後も必要に応じて再修正案、再々修正案という形で修正と改善を続けていくということだと思います。逐次、重要な事柄を「要求事項」に反映させてマニュアルとの突合を行い、確認していくということです。用語についてもできる限り明確化し、分かりやすく誤解のないように例示も含め明文化していくという御説明であったと思います。国土交通省の所管する2つの基幹統計調査の統計作成プロセス診断の先行実施を受けての御報告でした。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

川崎委員、どうぞお願いいたします。

○川崎委員 ありがとうございます。川崎です。私はこの原案を作るときにいろいろ意見を出したので、今さらあまり言うとも自己批判になるかもしれないのですが、それはさておき、私なりの感想を申し上げますと、実は全体として、これあまり項目数、内容を多くし過ぎて複雑にし過ぎると、これは「要求事項」をそもそも理解しにくくなってしまうということがあるので、いかに簡潔にするかというのが、結構この議論の中での悩んだポイントだったと思います。ですので、もっと書けばというところが実は心の中ではあるけれども、そこは、かなり抑制したというのが、議論の中で私自身は感じていたことです。

その上でもやや心残り、これからまだまだ考えていかなければならないかと思うところは、実はこれ、先ほど細川専門委員がおっしゃっていた話題とも少し関係するのですが、3ページ目の5のシステム構築・活用、下の方にありますけれども、ここのところ、これは正直、今のところこれ以上書きようがないし、これ以上書き出すともう切りがない。システムというのは、もうそれ自体、いかにその妥当性、正確性を保証するかというのは、それ自体が1つの分野だと私は思いますので、かなり他のガイドラインに依拠するような格好で書いているということです。

私は、これはこれで恐らく良いだろうと思うのですが、しかしもう一方で、これまでの大きな不適切事案というのは、ほとんどシステムが関係している事案です。ですので、ここは「要求事項」の中でも実はかなり重たい事項だと思っています。そうすると、これは、ここの枠囲みはこれぐらいでも良いのかもしれないのですが、この診断時のポイントとか、もう少しこの辺りは今後走りながら拡充していくことも必要ではないかと思っています。ただ、今の段階であまり、診断をした事例も多くない中で書くというのはなかなか難しいので、こころとどめていきますけれども、これまでの議論の中で、たしか鈴木統計監理官が「変化 初めて 久しぶり」と、見事にまとめていただいた留意点がありました。そういうところというのは、やはりシステムを変えるところとか、そこが結構エラーのもとになるので、それは何より大きいのはここの部分だと私は思いますので、ここは今後統計作成プロセス診断を実行していく上でも、気を付けて見ていく必要があるところであろうと思っております。その上で、これぐらい簡潔になっているということだけ申し添えたいと思います。

以上です。

○津谷部会長 川崎委員、ありがとうございます。川崎委員はこの「要求事項」修正案の作成と修正にも深く関わられたと承知しております。川崎委員とはたびたびご一緒にお仕事をする機会をいただいておりますが、川崎委員の修文能力には感服いたしております。おっしゃるように、5のシステム構築・活用について、あまり具体的に書き過ぎると、該当しないものが出てきてしまうおそれがあると思います。要求事項の修正はまだ初期段階ですので、この程度の表現にとどめておくということですが、これは重要だという御意見がございましたら、お聞かせ願えればと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ、西専門委員、お願いいたします。

○西専門委員 ありがとうございます。まさに川崎委員に今御説明いただいたところを少しお聞きしようかと思っていたのですが、多分一定の粒度に収められるということをお聞き

く腐心された案なのだろうなというようにお見受けしておりました。私自身、この「要求事項」を構成員の皆様に御議論いただいたもの、非常に良い内容だと思っていて、粒度を上げると、今度は多分審査側の能力にかなり依拠してくるところが大きくなる内容かなと思いました。ですので、先ほどお話があった統計監理官側が、何があればこれをよしとするのかというような判断軸をそろえていくというのが、多分運用上の大きなポイントだと思います。ですので、是非とも診断時のポイントを充実していただきたいというのが意見として1点です。

もう1点、少し私もシステムに関わっている人間として、川崎委員のお話にあったシステムのところ、どこまで書くかというのは、非常におっしゃるとおり難しい問題だと思います。追記をいただくまでではないと思うのですが、ほかで見ている事案ですと、集計のロジックを全てシステムに組み込んだまま、その他のドキュメントに落としていないということで、誰もその中身が分からないという事案、統計以外でも結構今見ておりますので、きちんと集計する過程や、特に統計ですと標本調査をやるときのロジックというところが、誰かが見られる、検証できるという状態は非常に重要なポイントかなと思います。その記録は是非とも確認するということ、ミスを防ぐポイントかと思っておりますので、そういったところは診断時のポイントか、もしくは統計監理官の中で、審査に係る人の間でしっかり周知していただくといいのではないかと思います。

以上です。

○津谷部会長 貴重な御意見ありがとうございました。確かに、一々プロセスを確認して検証を行い、その記録を残さなければならないということになると、担当府省も腰が引けることがあるのかもしれませんが、先ほどの川崎委員の御意見にもありましたように、ミスが起こってからスクランブル対応して、何が起こったのかを遡るのではなく、統計作成プロセスを逐次記録に残して、それを問題が起った際の情報共有に役立てていくという意識の变革が必要だと思います。記録が残っていれば、後で課題が見つかったときに大変役に立ちます。統計作成プロセス診断は当初は基幹統計調査が中心となりますので、このような意識を持っていただくことが特に重要になると思います。これは実施府省のみならず、統計監理官を中心とした統計作成プロセス診断チーム、そして統計品質管理官やその他統計作成プロセス診断に関わる多くの方々についても言えることです。技術革新が進むなかで、情報処理の専門家でない方々が多く統計作成に関わっていくことになったとき、理解や意識を共有して進めていくことが不可欠になります。難しさはあろうかと思いますが、限られたマンパワーと限られた予算や時間の下で効果的に統計作成プロセス診断を行っていくためには、これは避けて通れない基本的事柄であると思います。ありがとうございました。

そのほか御意見ありませんでしょうか。

篠臨時委員、お願いいたします。

○篠臨時委員 今お話になったことは全てそうだと思うのですが、統計作成プロセス診断に全ての事柄を盛り込むということは絶対困難だと思っています。昨年8月の統計委員会建議以来、この統計作成プロセス診断も含めて行なっていることは、基本は統計作

成府省がその統計を作る体制をしっかりと、ある水準まで持っていくということを狙っているのだという理解で言えば、そこまでのいろいろなところを持ち込むというのは無理かと思っています。ただ、そろそろ統計作成プロセス診断を超えたところで、次に統計作成プロセス検討として何を行なっていくのかという中に、今のお話、つまりシステムの話、それから、実は私の立場の関係もあり、気になっているのが関連外部組織との関係です。例えば民間委託についてですけれども、統計作成プロセス診断の「要求事項」、まさに今回の「要求事項」の「I」の「6」に民間事業者の活用があるのですが、そこに書かれているのが、統計調査の民間委託に関するガイドラインに沿ってという、従ってというふうなお話があったと思います。ところが、この統計調査の民間委託に係るガイドラインというのは2005年です。それ以来変わっていないのです。もうすぐ20年にもなるかというようなことになってくるなかで、実はこの間のいろいろな事柄の中で、色々統計の作り方が変わっているなかで、それは変わっていないというようなことも少し気になっていて、併せて、それも次の課題ではないか。

特に、どうしてそのようなことを言うかということ、つい最近の審査の中で大きな調査を、ある会社が失注したのです。簡単に言うと、出された仕様の中で、例えば照会、何回同じところに照会をかけるのかという規定がない。例えば照会業務というのがあるというだけになっている。そうすると、1回でもやれば良いわけです。すると1回で済ましてしまう業者と、きちんと、つまりISO9001、品質マネジメントシステムではクライアントの要求事項として明記されていなくても、当然そうあるべきものは「要求事項」であるというのがありますが、照会であれば、少なくともこのぐらいはアプローチしなければ駄目ではないかと考えて見積りを出す業者とでは大きく見積の金額が違ってしまふ。億の単位で違う。数億の単位で違ってくるというようなことが実はあったという話を聞いていまして、少しその辺りも含めて、それぞれの体制、個々の統計作成府省の体制がある程度の水準まで行ったな、といった段階なのかもしれないですけれども、その辺りも含めて、つまりシステムの話や、外での関係の話は、少し考え直していくような時期かなということ、本当は最後に話そうと思ったのですが、今この話の中で申し上げました。すみません。よろしくお願ひいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。篠臨時委員もおっしゃいましたように、統計作成プロセス診断チームは、政府統計の品質維持管理と品質向上に最終的に責任を負うものではなく、あくまでもそのためのお手伝いをするのが目的です。ですので、担当府省が自立的・自主的に自分たちで責任をもって統計の品質維持・管理を行っていただくことが基本です。今回、お願いしたい事柄をまとめて「要求事項」としてお示ししたということです。また、今後の運用面については、改善しなければならない部分も多いのではないかと思います。民間委託のガイドラインが2005年に作成された後、改正されていないということをお聞きして少し驚きましたが、そういうことも含めて、運用面の見直しを行っていただくようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

どうぞ、川崎委員、お願ひいたします。

○川崎委員 再び川崎です。ありがとうございます。やはり議論してみるものだと思うの

で、一応検討チームの中では議論が完結したように思っていたのですが、こうしてみると、ああ、こういうこともあるのだと気づかせていただきました。実は今篠臨時委員がおっしゃったところは非常に大事なことで、私自身は実はこの診断の「要求事項」というのは、外部モジュールといえますか、例えばシステムの関係とか、民間委託とか、そこら辺はある程度まとまったユニットで、外の基準に任せられるところは任せていこうという方針で作られていると思っています。そうすると、この「要求事項」が、そうすることによって簡潔に、より分かりやすいものになるだろうと思っているのですが、もう一方で、外部に出すことによって、その外部の資料の存在に目がやられないでいると、今おっしゃったように、2005年以來変わっていませんというようなものも出てくることがあるわけです。そこで今後のこととして、特に事務局に留意いただいておりますのは、この資料と一緒にこれに付随する資料を常に示していただいて、いつのどういうものがあるのかというのを「要求事項」とセットでバージョン管理をしていただく、そしてその辺りが各モジュールの中でもう少し改善が必要だということがあったら、それも改善のプロセスに入れていただくということが大事なのだろうと思うので、是非その点、せっかくこういう議論をいただいた後ですので、留意いただいて、そういうことで進めていただけたらと思います。よろしくお祈りします。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 必要な事項だと思いますので、対応させていただきます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

多くの有用な御意見・御提言や重要な情報をいただき、感謝いたします。ここに示されている「要求事項」案はあくまで第一歩です。ただ、この案をまとめるにあたり、タスクフォースのメンバーの先生方を中心として、事務局をはじめ多くの方々に御尽力いただきました。今日いただいた御意見、御質問、御助言は、全て議事録に残させていただきますが、統計作成プロセス診断の「要求事項」案につきましては、事務局より提案がありましたものを、本部会として了承するという事にさせていただきます。よろしいでしょうか。

(出席委員等から特に異論等なし)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。これについても、今後開催される統計委員会において、私から御報告させていただきます。ありがとうございました。

それでは最後に、3つ目の議題である「その他」について、御報告させていただきたいと思います。先ほど申しましたように、国土交通省所管の2つの基幹統計調査について、令和4年度に統計作成プロセス診断を先行実施いたしました。その状況の報告及び今後の取組について、御報告したい事項がございます。これについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 それでは事務局から、統計作成プロセス診断の先行実施の状況と、それから今後の関係の取組のスケジュール等につきまして、情報共有させていただきます。

まず、使う資料は資料1と資料4ですけれども、統計作成プロセス診断の実施状況につ

きまして、簡潔に報告させていただきます。お手元、資料1を御覧ください。

一番左の欄が統計作成プロセス診断の状況になります。前年度ですけれども、国土交通省で不適切事案が起こったということで、統計委員会建議等にも、国土交通省所管の2つの基幹統計です。建設工事統計と、それから建築着工統計で、建設工事統計といううちの1つ、作成する統計調査の1つが、建設工事受注動態統計調査という実際に事案が起こったもの、そのほかに建設施工調査というのが中にあります。それから建設着工統計も、実は中に3つ、正確には統計調査がありまして、そのうちの1つ、建設工事費調査というのが新たに調査を承認したにもかかわらず、実施されていなかったというのが途中で分かったといったような、課題のある調査でございまして、それを統計作成プロセス診断で令和4年度中に実施すると指摘されましたので、それにつきまして統計作成プロセス診断を実施したということです。

統計監理官、6名の方になっていただいております、この6名の方を3人ずつの2チームに分けて、それぞれの統計ごとに対象にさせていただいて、特にたくさんの統計調査が実はこの中にありますけれども、事案の起こった建設工事統計の中では建設工事受注動態統計を御担当いただいた。それから建築着工統計については、先ほど言った建設工事費調査と、それから、建築着工統計でも、国土交通省の同時期に出した報告書の中にも、精度向上の取組が必要という指摘をされた建築着工統計の方の集計の内容がありました。そこを中心に統計作成プロセス診断を実施させていただきました。

実はまだ終わっていないというのが現状でして、非常に時間がかかったというのが、まず年度明け、年が明ける前、昨年で、まず資料等について、国土交通省の方から書類を取り寄せて、統計監理官の方とも御相談しながら、どういった点を確認していくかというのを膝詰めで御相談させていただきました。ただし事案が起こったものですので、書類がないというものが現状あったのですが、それはもうないで、そろえないでくださいというようにこちらの側からお願いさせてもらって、それで状況を確認させていただいたということです。

論点、相当出ましたけれども、併せて、従来は行っていないのですが、地方公共団体も関係する調査でしたので、地方公共団体の方にも2月に、国土交通省、総務省、それから統計監理官が東京都に訪問させていただきまして、調査の実施状況についてヒアリングをさせていただきました。そのほかに国土交通省の方にもお伺いをして、ヒアリングをさせていただきました。そのヒアリングの状況を踏まえて、助言等の取りまとめを、現在もまだ最後の詰めの段階ですけれども、統計監理官の皆様からおおむね助言の内容はいただいております、最終的に今事務局で詰めているところでございます。ということで、まだ途中の経過の状況ですが、相当時間がかかったということでございます。大体3人チームで行なって、少なくとも3か月以上はかかるものということになっていますので、現状の体制だと、年間、先ほど言った10本は結構きついノルマになっているというのが現状、現状の体制と実施方法を維持するという前提では、そういう状況だったということでございます。これが統計作成プロセス診断の実施状況となります。

それから、今後の関係する取組のものについて、資料4で御報告させていただきます。

まず、統計作成プロセス診断の関係ですけれども、本日「要求事項」と、それから「方針」につきまして、取りまとめを先ほど了承いただきましたので、これを部会長から統計委員会に今後御報告をしていただきます。そこで一応これの内容については、当面どんどんブラッシュアップをしていくという宿題は頂戴してございますけれども、一旦決定をして、統計作成プロセス診断へ入っていきます。併せて、品質管理の基本は各府省の自己点検ということになります。その自己点検に関しましては、右の欄の赤い字で書いてございますけれども、各府省が自己点検をするガイドラインというのをきちっと定めてございます。このガイドラインは、現在調査計画との整合を確認する点にポイントが置かれて、確認をしていくという位置付けになっていますけれども、今回の統計委員会建議を踏まえて、その他の改善、例えばマニュアルを整備していく必要があるといったような提言もされています。そういったものもきちんとガイドラインにビルドインしながら、ビルドインした上で、こちらは政府決定をさせていただいて、当然統計作成プロセス診断と連携を取りながら、夏以降、各府省の自己点検を新たな形でスタートしていただくとともに、統計作成プロセス診断も次の対象の選定を終えて、本格実施していくということでございます。8月以降の選定、対象につきましては、現在各府省と相談のプロセスに入っているという状況でございます。

統計作成プロセス診断の実施の状況、それから今後の取組についての情報提供は以上となります。

○津谷部会長 ありがとうございます。ただ今、事務局より御説明のありました、令和4年度の統計作成プロセス診断の先行実施状況及び今後の審議スケジュール、そしてPDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドラインの改定の方向性につきまして、御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。

西専門委員、お願いいたします。

○西専門委員 御説明ありがとうございます。皆様の御苦勞がよく分かりまして、本当にありがとうございます。

これはシンプルに質問1点だけなのですが、3人1チームで3か月以上というお時間かかったということで、一番御苦勞されたポイントとか、その辺り、今後の運用を考える上で、その辺り教えていただけるとありがたいなと思ひまして、その1点質問でございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。川崎委員、そして篠臨時委員、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

○篠臨時委員 よろしいでしょうか。

○津谷部会長 お願いいたします。

○篠臨時委員 まずは1点、先ほど平成17年（2005年）から変わっていないと申しましたのは、誤りでした。今調べ直したら、かなり改定がされています。ただ、内容的な改定というよりも、例えばこういう規格が、例えば20252という規格がありますけれども、それがJISYになったとか、そんなことでの改定がほとんどで、主要な内容は変わっていないということ。すみません。私間違えてしまいましたので、それについての訂正をさ

せていただいた上で、どういうところに時間がかかるかということでございます。

多分これは事務局の作業が大変だったと思います。例えば「要求事項」は非常に抽象的な部分もあるわけで、それが一体どこまでできていると考えれば良いかというのが、とても悩まれたと思うし、それを問いかけて、統計作成府省の方でも、これはどこのことを言っていて、どこまで作ったものが提出すべきものなのかとかいうところも随分悩まれたと思うので、その間のやり取りとかでかなり時間がかかっているというのが1つと、私どももそれを読み込もうと思うと、それなりに時間がどうしてもかかる。つまり、どこが疑問点なのだろうと思う、考えていくだけでも、相当に時間がそれはかかったということだと思います。でも、基本はやはり適切な資料を収集するという、事務局の作業のところかなと思いました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、次に川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員 私も全く事務局の、本当に膨大な努力があってこそ成り立った診断だったという気がしますので、その点は改めてお礼申し上げたいと思います。

確かに今篠臨時委員がおっしゃったように、各府省から必要な資料を提供してもらい、この資料で足りているかどうかというチェックは、まず事務局で行なっていたというわけです。それから、これほかにないのとか、多分いろいろな折衝もあるのだろうと思いますが、そういうところでも御苦労されていると思いますけれども、もう1つやはり私は大変感心したのは、「要求事項」の一覧表がありまして、大きな表に左端に「要求事項」を書いて、該当箇所、集めたマニュアルの該当箇所はここにありますというのを書いていただいて、ということはいまよくいっていますとか、いや、少し足りないですかというコメントも書いていただいて、実は集めたマニュアルは、その「要求事項」の順番に全くなっているわけではないわけです。そうすると、ここの記述は「要求事項」のここに該当するとかいうのを当てはめながら評価していくという作業になるので、そのあらかじめ用意した表を見ながら統計監理官は議論したということになりますので、その手引がなかったら、統計監理官がこの「要求事項」と各府省のいろいろなマニュアルを首引きでこうやっていく、膨大な作業で、これ大変なことだったと思うので、そこはもう大変ありがたかったと思います。

ということで、そのマニュアルを見るときに大変苦労するのですが、もう1個やはり我々はどこが苦労するかという観点からいえば、もう1つ気が付いたのは、要はその各府省のマニュアルが、各府省と言ったら失礼かもしれませんが、全部ではないので。たまたま拝見した事例が、もうこれは個別の事例を申し上げるのが良いかどうか分かりませんが、国土交通省の場合、先ほどもお話あったように、実はもう国土交通省の中で、即改善を進めておられたのです。もう非常に問題意識を持って、省内で外部有識者も交えた検討チームで、どんどん改善していこうという姿勢でやっておられて、それとこの診断を並行して行なったわけですが、そうすると、こちらも早めに診断をしていった方が良いということで、まずは、省内で改善される前のバージョンで良いから見せてくださいということで行なったわけです。そうすると、やはり改善前のバージョンなので、どこに何が書いてあるかとい

うのが分からないのです。これが実は大変、ある意味教訓になったと思います。どういうことかという、やはりマニュアルはある種トップダウンの書き方をしていかないと、どういうものがどこに入っているかという目次みたいなものがあり、そしてこのモジュールの中に今度はまたまたトップダウンで項目が整理してあり、どこを見たら良いかという案内がすぐ分かるようになっていけば良いのですが、残念ながら、やはり不適切事案が起こったりしたようなところというのは、古いバージョンだと、そこら辺がどこに何が書いてあるのだろうというのをすごく探すのが大変だった気がします。ですので、たしか我々の提言の中では、もう少しマニュアルをこれから整備していく、改善するならそういうことを、もっとこう見取図が分かるような整理の仕方をしたらどうですかとか、そういうような提言もさせていただいたりしたと思います。そういう意味で、多分受診した国土交通省の側は大変だったと思います。自分らの改善もしながらこっちの対応もするということです。だけれども、そういうことで、我々もそういう事例を通じて学ばせてもらったという意味ではよかったですと思いますが、とにかく何といいますか、オーガナイズがまだ十分されていない段階で仕事を始めるというのが、いかに大変かというのが感じられたところでした。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。統計プロセス診断は初めての試みであり、その先行実施の対象となった国土交通省所管の2本の調査、なかでも建設工事統計調査は複数のサブ調査から成る複雑で大規模なものです。皆様も御承知のとおり、この国土交通省の調査を巡る不適切処理事案は、昨年度来マスコミにより広く報道され、政府や国会においても取り上げられて衆目を集めました。それへの対応は、当事者である国土交通省も大変だったと思いますが、総務省も政策統括官室をはじめとして大変な思いをされたことと思います。これは非常に難しい問題でしたが、その対応には荒療治も含めて3か月超かかったということです。一応3か月で対応できたのはむしろすごいと言えるかもしれないと思いますが、これを出発点として、経験値を積み重ね、課題対応のためのノウハウを作り上げて行っていただきたいと思います。最初は大変で、初期費用は非常に高かったと思いますが、この経験を今後に生かしていただきたいと思います。

現在、既に部会の終了予定時刻を若干過ぎておりますので、御予定がおありの方は退席していただいて結構です。ありがとうございます。

令和4年度の統計作成プロセス診断の状況等につきましては、これからも点検・評価の結果が出てまいります。それに合わせて、適宜本部会に御報告をいただくということにしたいと思います。

また、PDCAサイクル確立に向けた点検評価のガイドラインの改定につきましては、事務局からの御説明にもありましたとおり、今後、関係各府省とも十分に協議し調整した上で、作業を進めて行っていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日用意しました議題は以上となりますが、最後に全体を通して、一言言っておきたいということがございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

最後にもう一度整理いたしますが、本日、審議の対象となった2つの議題、統計作成プロセス診断の「方針」のフレームワーク案及び統計作成プロセス診断のための「要求事項」

の修正案の2本について、大変有用かつ貴重な御意見、御助言をいただきありがとうございました。これら2案について、本部会で御了承をいただいたと整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

(出席委員等から特に異論等なし)

ありがとうございます。なお、本日の部会の結果につきましては、議事録案としてまとめ、構成員の皆様に御確認をいただくこととしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の部会審議はここまでとなります。

次回の部会の日程につきましては、統計作成プロセス診断等の進捗状況をみて部会を開催したいと思っておりますので、後日改めて御連絡いたします。

本日は活発な御議論をありがとうございました。若干終了予定時刻を過ぎておりますが、これで閉会といたします。ありがとうございました。そして、タスクフォースの皆様もありがとうございました。座長の椿委員にも御礼申し上げます。ありがとうございました。